



左京区シンボルマーク

左京ボイス

市民しんぶん 左京区版

7/15

世帯数 81,357世帯
人口総数 166,554人
男 80,696人
女 85,858人
(平成22年6月1日現在)

左京区役所ホームページ <http://www.city.kyoto.lg.jp/sakyo/>

左京区の、わたしたちの10年後を共に考えましょう

新左京区基本計画＜素案＞を作成

左京区役所では、平成13年度に策定した左京区基本計画が平成22年に計画期間を終了するため、今後10年間の新たな基本計画の策定に向けて取り組んでいます。

新左京区基本計画は、左京区の将来についての区民の皆様の思いや夢を盛り込み、区民の皆様に身近に感じていただき、共有することができる計画となることを目指しています。

計画の検討に当たっては、区民アンケートを行うとともに、各地域からの代表等で構成する「左京区住民円卓会議」と、学識経験者や地域で活動されている方などからなる「次代の左京まちづくり会議」において議論を重ね、新左京区基本計画＜素案＞を作成しました。

現在、＜素案＞に対する皆様のご意見を募集しています。今後は、いただいたご意見を踏まえ、新左京区基本計画を策定する予定です。

問合せ 区役所総務課 (☎771-4235)



新左京区基本計画の 目指すところ

新しい基本計画では、自然、歴史・文化とともに生きる「豊かなところ」を次世代に伝えることを目標にしています。この計画を基に今後10年間で、左京区に住む多くの人々が互いに交流を図り、自然、歴史・文化を魅力そのままに未来へ継承することができるまちづくりを進めます。

新左京区基本計画の概要

現状	取組指針・取組内容	目標
区民一人ひとりが できること	区民と行政・ 事業者・大学等が 協働すること	行政 (区役所・市役所) がすること
取組指針 その1 ～美しい自然のまちづくり～ 左京区は豊かな自然に恵まれたまちです。この緑あふれる美しい自然を守り育てるとともに、自然と調和するまちづくりを進めます。		
自然環境を 守り育て ましょう	まちや 山、川を 美しく しましょう	誰もが 歩きやすい まちを目指し ましょう
	自然を守り ながら、山間 地域の活性化を 進めましょう	災害に 強いまちを つくり ましょう
取組指針 その2 ～歴史・文化・学問のまちづくり～ 左京区は多彩な歴史・文化が息づくとともに、多くの大学が集まる学問のまちです。この魅力を更に高めるまちづくりを進めます。		
歴史資源・ 文化財を 守り活かし ましょう	伝統行事・ 伝統文化を 保存・継承し ましょう	国際交流を 進め、観光客を もてなし ましょう
	くらしの中で 文化・芸術を 楽しみ、育み ましょう	大学と地域が 一緒になって まちづくりを 進めましょう
取組指針 その3 ～ひとにやさしい温もりのまちづくり～ 左京区でくらすひと、学ぶひと、働くひと、そして左京区を訪れるすべてのひとにやさしい温もりが伝わるまちづくりを進めます。		
子どもを 地域全体で 守りま しょう	高齢者に やさしい まちを 目指し ましょう	誰もが いきいきと くらす まちをつくり ましょう
	地域活動の 輪を広げ ましょう	すべてのひと が認め合い、 交流を深め ましょう

自然を愛で、歴史を学び、文化を楽しむ「豊かなところ」を大切に伝えます

左京区の魅力・課題



ご意見を募集しています

提出方法 区役所、出張所等で配布中の冊子に挟み込んだ意見募集用紙(他の用紙でも結構です)にご記入いただき、郵便又はFAXでお送りください。区役所ホームページからもお寄せいただけます。

○郵 送 〒606-8511 左京区役所総務課 基本計画担当

○FAX 771-6900

○ホームページ <http://www.city.kyoto.lg.jp/sakyo/>

募集期間 7月31日(土)まで



左京区民ふれあいまつり 2010 7月25日(日)開催

問合せ 区役所まちづくり推進課 (☎771-4246) ※詳しくは本紙4面へ。

市政情報総合案内コールセンター
京都いつでもコール
8:00~21:00(年中無休)

電話...661-3755 FAX...661-5855
電子メール(以下のホームページから送信できます).....
・パソコン <http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000012821.html>
・携帯電話 <http://www.city.kyoto.jp/koho/m/cc/>

大原百井の里「ハスマつり」

大原百井町の水生植物園で「ハスマつり」を開催します。レンコン入り山菜おこわ、しそジュースの無料接待や、地元農作物の販売会を行います。

心安らぐ農村風景の中、真夏の日を涼みに来ませんか。

日時 8月1日(日)

10:00~16:00 ※荒天時中止

場所 大原百井町

入場料 無料

主催 百井町自治振興会 花き生産部会

問合せ 北部農業振興センター (☎493-6660)

百井町・とり幸

(当日のみ☎744-2252)



市長表彰を
受けられた方々



平成22年の市民憲章推進者の市長表彰式が6月4日に「ひと・まち交流館京都」で行われ、左京区からは12名の方々と2団体が門川市長から表彰を受けられました。

市民憲章推進者 市長表彰・区長表彰

また、これに先立ち、

5月21日には区役所で

区長表彰式が行われ、

43名の方々と1団体が

区内区長から表彰を受

けられました。

市長表彰
(順不同・敬称略)

区長表彰
(順不同・敬称略)

個人(学区)
山田榮一 (吉田)
廣岡天津子 (岡崎)
原田立子 (北白川)
奥村恒子 (修学院)
雨宮万里子 (修学院)
竹澤弘之 (岩倉北)
廣瀬昭三 (岩倉北)
更田新一 (岩倉北)
禪野美知子 (岩倉明徳)
伊庭京子 (岩倉南)
岸本芳夫 (岩倉南)
坂本洋子 (八瀬)

個人(学区)
山川美潮 (吉田)
藤本美代子 (吉田)
松田文枝 (吉田)
田中茂 (岡崎)
貞廣みゆき (聖護院)
宇都宮三郎 (錦林東山)
田村真和 (錦林東山)
大石寛 (浄楽)
住友宏子 (新洞)
佐内茂 (北白川)
大谷八重子 (養正)
平野孝司 (下鴨)
大村和代 (下鴨)

木村雅治 (下鴨)
田村満 (葵)
中泰志 (修学院)
島本弘子 (修学院)
塩田聡一 (修学院第二)
亀井巳登志 (岩倉北)
松尾二郎 (岩倉北)
加藤法鳳 (岩倉北)
西島健三 (岩倉明徳)
岡山忠義 (岩倉明徳)
小谷長光 (岩倉南)
高橋一成 (岩倉南)
谷北享子 (八瀬)
谷北洋一 (八瀬)
岩間豊 (八瀬)
長島正一 (八瀬)
亀洋次 (八瀬)
首藤百克 (八瀬)
茶屋幸子 (八瀬)
山田寛二 (大原)
山内文夫 (大原)
坂本朋子 (大原)
久保恵信 (市原野)
堀尾隆 (市原野)
福澤忠夫 (市原野)
磯部泰造 (市原野)
鋸屋美恵子 (花脊)
原田貞夫 (花脊)

葛西フジエ (広河原)
上河原 善(久多)
団体(学区)
森ヶ前児童公園愛護会 (葵)

区長表彰を
受けられた方々



左京老人福祉センター 講座参加者募集

ボール体操講座
誰にでも参加できるボールを使った簡単な体操です。
対象 市内在住の60歳以上の方
日時 8月20日(金)
午後1時30分~3時
定員 25名
(応募多数の場合は抽選)
申込み 8月2日(月)~14日(土)
直接又は電話で当センターへ
場所 当センター ホール
費用 無料
問合せ 左京老人福祉センター
(☎722・4650)

税金 あれこれ

住宅耐震改修に係る固定資産税の減額制度について

昭和57年1月1日以前に建築された住宅について、平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に、現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事(改修にかかる費用が30万円以上のもの)を行った場合、床面積120㎡までの部分の固定資産税額が一定期間2分の1に減額されます。減額を受けるには、改修工事が完了した日から3カ月以内に必要書類を添えて申告していただく必要がありますので、改修工事をされた方は、固定資産税課までご相談ください。
問合せ 区役所固定資産税課 (☎771-4282)

歌のつどい

昔懐かしい童謡や唱歌をみんなで歌います。8月は夏休み特別版です。小さなお子さんや、お父さんお母さんと一緒にどうぞ。事前申込みは不要です。
対象 市内在住の方
(年齢不問)
日時 8月12日(木)
午後2時~3時

「歩いて楽しい観光」のための 観光案内標識を設置!

京都市では、「歩いて楽しい観光」を推進するため、歩く観光客の視点に立ったわかりやすい観光案内標識の整備・充実に努めています。
左京区では、多くの観光客が訪れる哲学の道や寺院・神社が多く集まる銀閣寺から真如堂周辺に案内する観光案内標識を、白川通を中心に設置しました。ぜひ、この機会に散策してみてください。
問合せ 市観光企画課
(☎222・4130)

犬・猫の飼い方のマナーを守りましょう

犬・猫のペットにまつわるトラブルが増えています。正しいしつけをして、愛情をもって育てましょう。
犬の飼い主の方へ
○つないで飼いましょう。
○犬の運動や散歩は、引き綱などを用い安全な方法で行いましょう。
○排便・排尿で迷惑をかけないようにしましょう。

猫の飼い主の方へ

○室内での飼育に努めましょう。屋外に出すと他人の迷惑になるだけでなく、交通事故や感染症にかかるおそれがあります。
○名札などを付け、飼い主を明らかにしましょう。
○排尿・排便は、専用のトイレでする習慣をつけ、早めに処理をしましょう。
問合せ 左京保健センター衛生課
(☎781-5171)

左京消防署だより

水の事故をなくそう!
梅雨が明け、プールや河川で水に親しむ季節が到来しました。楽しい夏休みを過ごすために次のことを守りましょう。
水辺では
○子供だけで水辺に行かせない。子供だけで遊んでいるのを見かけたら注意をしてやめさせる。
○子供から目を離さずに付き添う。
○海や河川では気象情報に注意するとともに、天候の変化によっては水遊びを中止する。
○飲酒後や体の調子が悪いときは水に入らない。
○水の中では体温が奪われや

住宅用火災警報器の設置をお願いします

すいため早めの休職をとる。
○溺れている人を見つけたら大声で付近の人に知らせ、応援を求め、119番通報する。
○救助する場合は、浮き輪やロープ、竿や棒など長いものを活用する。
○水から引き上げたとき、息をしていない場合は、人工呼吸を行うなど、応急手当をする。
左京消防署では、いざというときに応急手当ができるように、心肺蘇生法等を学んでいただく普通救命講習を実施しています。受講を希望される方は、ご連絡ください。
問合せ 左京消防署
(☎723・0119)

左京消防団東山分団 市総合査閲で勇姿を披露

6月6日、京都市消防学校で京都市消防団総合査閲が行われ、各区を代表する消防分団が日頃の訓練の成果を披露しました。
左京区は東山分団(長谷川総分団長以下15名)が代表出場しました。

左京消防署ホームページ
http://www.city.kyoto.lg.jp/shobo/soshiki/25-9-0-0-0_9.html

お知らせ



区役所

☎771-4211 (代)
☎771-6900

新しい高齢受給者証の送付について

京都市国民健康保険に加入されている70～74歳（昭和10年8月2日～昭和15年7月1日生まれ）の方の高齢受給者証が7月31日で有効期限が切れますので、新しい受給者証を7月中にお送りします。お手元に届きましたら、記載内容に誤りがないかお確かめのうえ、8月1日からお使いください。

なお、古い受給者証は、細かく切って処分されるか、保険年金課へ返却してください。

問合せ 保険年金課（☎771-4272）

高齢受給者証の負担割合が3割の方へ

高齢受給者証をお持ちで自己負担割合が3割の方のうち、世帯の収入が次の条件1又は2のいずれかに当てはまる場合は、申請により負担割合が1割となります。申請が認定された場合、申請した月の翌月から適用されます。

条件1

○世帯に70～74歳の国民健康保険加入者が1人の場合は383万円未満（世帯に70～74歳の方が2人以上の場合は各々の合計額が520万円未満）。

条件2

○世帯の70～74歳の国民健康保険加入者が1人で、かつ国民健康保険から後期高齢者医療制度に移った方がいる世帯で各々の合計額が520万円未満。

問合せ 保険年金課（☎771-4272）

障害基礎年金の所得状況届等の提出について

国民年金の障害基礎年金（年金証書の年金コードが「2650」又は「6350」）を受給中の方は、お送りしています所得状況届等を7月31日(土)までに提出してください（本年1月2日以降に市外から転入された方は、前住所地の所得証明書が必要）。

所得状況届等の提出がないと、年金の支払が差し止められる場合がありますのでご注意ください。

問合せ 保険年金課（☎771-4279）

後期高齢者医療保険料のお知らせを送付します

平成22年度の後期高齢者医療の保険料額が正式に決まりましたので、今月中旬に保険料のお知らせを送付します。

4月から特別徴収（年金からの引き落とし）されている方は、平成22年度の正式な保険料額と、平成22年10月、12月及び平成23年2月に特別徴収する保険料額をお知らせします。

7月以降に保険料を納付いただく方は、平成22年度の保険料額と、7月以降の保険料の納付方法についてお知らせします。7月～平成23年3月が普通徴収（納付書による金融機関での納付又は口座振替）となる場合と、7月～9月は普通徴収、10月以降特別徴収となる場合があります。

問合せ 保険年金課（☎771-4272）

倒産・解雇等による国民健康保険料の軽減

世帯に平成21年3月31日以降に倒産・解雇等の理由により離職した方がいる場合は、離職した日の翌日の属する月から翌年度末までの間、その人の前年の給与所得を100分の30とみなして、平成22年度以降、国民健康保険料を計算するとともに、高額療養費等の限度額区分の判定を行います（離職理由により軽減されない場合があります）。

ハローワークが発行する雇用保険受給資格者証をご持参のうえ、保険年金課まで届け出てください。ただし、離職日時点で65歳以上の方は軽減措置が受けられません。

なお、上記に該当しない場合でも、前年に比べて所得が著しく減少すると見込まれるときは、条例に基づく減免を受けられる場合がありますので、お早めにご相談ください。

問合せ 保険年金課（☎771-4272）

父子家庭も児童扶養手当の支給対象となります

児童扶養手当の支給対象が平成22年8月から拡充され、支給要件に該当する児童を監護し、生計を同じくしている父又は父に代わって児童を養育する養育者も支給対象となります。

なお、所得が一定以上ある場合や児童が児童福祉施設に入所している場合などは、支給されません。

問合せ 支援課（☎771-4284）

福祉医療費受給者証の更新について

福祉医療費受給者証（子ども医療を除く）を更新します。前年の所得等をもとに8月からの受給資格を判定し、資格のある方には7月末に新しい受給者証を、資格のなくなる方には資格喪失通知書をお送りします。なお、母子家庭等医療については、現況届の提出が必要です。

更新の際に、所得超過等の理由により資格喪失となった方でも、所得の修正や世帯構成に変更があった場合に対象となることがありますので、再度申請してください。

また、前回、所得超過により資格喪失となった方でも、前年の所得により判定を行うため、対象となることがありますので、8月末まで（重度障害老人健康管理費は7月末まで）に申請してください。

問合せ 母子家庭等医療・老人医療・重度心身障害者医療：福祉介護課（☎771-4265）／重度障害老人健康管理費：保険年金課（☎771-4279）

介護保険料通知書の送付について

平成22年度の介護保険料額の通知書を7月下旬までに65歳以上の方にお送りします。

年額18万円以上の老齢・退職・障害・遺族年金を受給中の方の保険料は、原則として特別徴収（年金からの引き落とし）でいただきます。

特別徴収に該当しない方は、通知書に添付の納付書でお納めください。また、便利な口座振替による納付もできますので、ご希望の方は預貯金口座をお持ちの金融機関（ゆうちょ銀行を含む）にお申し込みください。

なお、2月に特別徴収でいただいた方の4月・6月・8月の引き落とし額は、原則として2月と同額になります。

問合せ 福祉介護課（☎771-4266）

図書館



左京図書館

開館時間 平日：10：00～19：30
土・日曜、祝日：10：00～17：00
休館日 毎週火曜、第2・4水曜

お楽しみ会

7月24日(土)11：00～

赤ちゃん絵本の読み聞かせ

7月15日(木)、22日(木)、29日(木)、

8月5日(木)、12日(木)、いずれも10：30～

問合せ 左京図書館（☎722-4032）

岩倉図書館

開館時間 月・木曜：10：00～19：00
その他の曜日・祝日：10：00～17：00
休館日 毎週火曜、第2・4水曜

赤ちゃん絵本の語り聞かせ

8月5日(木)11：00～

赤ちゃんタイム

8月13日(金)11：00～、27日(金)11：00～

お楽しみ会

8月7日(土)14：00～、21日(土)14：00～

英語絵本の読み聞かせ

8月14日(土)14：00～、28日(土)14：00～

問合せ 岩倉図書館（☎702-8510）

移動図書館「こじか号」

巡回日程

7月21日(水)

10：00～11：00 京都大原学院(大原小中学校)

11：20～11：50 農協静原支所横

13：00～13：40 静原小学校

7月23日(金)

10：00～10：40 修学院小学校

11：00～11：40 上高野小学校

13：00～13：40 八瀬小学校

8月6日(金)

10：00～10：40 市原野小学校

11：00～11：30 鞍馬本町かどや駐車場

13：00～13：40 鞍馬小学校

8月16日(月)

10：30～11：00 広河原うどん伝兵衛前

11：20～11：50 J A 京都中央花背支店前

13：00～13：30 花背小中学校

13：50～14：20 別所喫茶カウベル前

8月18日(水)

10：00～11：00 京都大原学院(大原小中学校)

11：20～11：50 農協静原支所前

13：00～13：40 静原小学校

問合せ 移動図書館（☎801-4196）

夏の交通事故防止市民運動

京の夏 マナーとゆとりで 事故はなし
7月21日(水)～8月20日(金)

運動重点

- 子どもと高齢者の交通事故防止
- 全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
- 自転車の安全利用の促進と乗車用ヘルメットの着用推進
- 二輪車事故防止と暴走行為等危険運転の追放

8月2日(月)は、固定資産税 第2期分の納期限です。

問合せ 課税内容(土地家屋)：区役所固定資産税課（☎771-4281）、(償却資産)：市資産税課（☎213-5214）
納付相談(土地家屋)：区役所納税課（☎771-4259）、(償却資産)：市納税推進課（☎213-5468）
口座振替：市納税推進課（☎213-5466）

*納期限を過ぎますと、延滞金がかかりますのでご注意ください。
*市税の納付には、便利で確実な口座振替をご利用ください。

